

令和6年10月4日
総務部人権推進課

江東区男女共同参画条例の改正概要について

1 改正理由

これまでの男女共同参画社会づくりの積極的な取り組みの推進に加え、男女の性別にとらわれず、すべての人が様々な違いを尊重し、自分らしく生きることができる社会の推進が求められている。このため、条例の目的について、男女共同参画社会の形成から、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の形成に改め、併せて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度等の規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正概要

- (1) 条例の名称を多様性社会の形成に対応する名称に改める。
名称案：江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設け、詳細は、規則で定める旨の規定を追加する。
- (3) 差別的取扱い等の禁止の条文に、性的指向や性自認についての公表の強要等及び他人の性表現の妨げについての規定を追加する。
- (4) 条文中にある「男女」を「すべての人」に、「性別」を「性別等」に改める等、多様性を尊重する社会の形成に即した文言に規定整備する。

3 施行期日（予定）

公布の日から2～3か月後の施行予定

4 今後の予定

令和6年第4回区議会定例会に提案予定